様式第10号の1(第10条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

　　　　　　　　　　様

身延町長

国民健康保険一部負担金減額(免除・徴収猶予)取消通知書

　　年　月　日付け　　第　　　号で承認決定した国民健康保険一部負担金の減額(免除・徴収猶予)については、次の理由により取り消すこととしましたので身延町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱第10条第3項の規定により通知します。

|  |
| --- |
| 取消しの理由 |

(教示)

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山梨県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において身延町を代表するのは、身延町長となります。)

3　上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。